

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都足立区入谷九丁目30番10号

氏名 日本衛生株式会社  
代表取締役 澤谷 美佐子

第14条第6項  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
第14条の2第1項  
の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

## 小池百合子



# 複製禁止 優良

許可の年月日 平成30年 4月17日

許可の有効年月日 令和 7年 4月16日

### 1 事業の範囲

- (1) 業の区分：中間処理
- (2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類
 

破碎	： 廃プラスチック類	(以上1種類)
破碎	： ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(以上1種類)
破碎	： 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物)	(以上3種類)
圧縮梱包	： 廃プラスチック類	(以上1種類)
圧縮	： 金属くず (あき缶に限る。)	(以上1種類)
焼却	： 廃プラスチック類、動物物性残さ、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(以上5種類)

### 2 事業の用に供する施設 (施設詳細は裏面のとおりに)

- 施設所在地
- (1) 東京都足立区入谷九丁目7番9号
  - (2) 東京都足立区入谷九丁目30番10号

### 3 許可の条件

- (1) 2 (1) の施設の作業時間は、原則として8時から18時までとすること。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

### 4 許可の更新・変更の状況

- |                |      |                                      |
|----------------|------|--------------------------------------|
| 平成 10年 4月 17日  | 新規許可 |                                      |
| 平成 30年 4月 17日  | 更新許可 | 第 4 回                                |
| 平成 30年 12月 26日 | 変更届  | 2 (2) 施設における破碎機の廃止、圧縮梱包機の廃止及び設置      |
| 令和 6年 11月 1日   | 変更届  | 2 (1) 施設における圧縮梱包機の設置                 |
| 令和 7年 1月 8日    | 変更許可 | 処理の方法追加 (破碎)、品目 (1) 追加及び2 (1) 破碎機の設置 |

### 5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

産廃エキスパート

都認定番号: 6-22-C0069S



(裏面)

許可番号

第 1 3 - 2 0 - 0 0 2 2 4 号

複製禁止

2 事業の用に供する施設

(1) 施設所在地：東京都足立区入谷九丁目7番9号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破碎*	廃プラスチック類	4.79 (t/日)	—	令和 6 年 10 月 17 日	—	—
破碎*	廃プラスチック類、 金属くず、ガラスく ず・コンクリートく ず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業 廃棄物(廃蛍光ラン プに限る。))	14,400 (本/日)	—	令和 6 年 10 月 17 日	—	—
破碎*	ガラスくず・コン クリートくず及び陶磁 器くず(空き瓶に限 る)	8.0 (t/日)	—	令和 6 年 10 月 17 日	—	—
圧縮梱包	廃プラスチック類	14.7 (t/日)	—	平成 30 年 12 月 11 日	—	—
圧縮梱包	廃プラスチック類	1.68 (t/日)	—	令和 6 年 10 月 17 日	—	—
圧縮 (3台)	金属くず (あき缶に限る)	28.9 (t/日)	—	平成 10 年 4 月 17 日	—	—

\* 施設の稼働時間は8時間とすること。

(2) 施設所在地：東京都足立区入谷九丁目30番10号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
焼却	廃プラスチック類 動植物性残さ、ゴム くず、金属くず、ガ ラスくず、コンク リートくず及び陶磁 器くず	5.7 (t/日)	11.4 (t/日)	平成 7 年 10 月 1 日	産施 276 号	平成 16 年 2 月 13 日

(以下余白)